

議案第91号

三朝町基金条例の一部改正について

次のとおり三朝町基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年12月8日

三朝町長 松浦弘幸

三朝町基金条例の一部を改正する条例

三朝町基金条例（平成21年三朝町条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立 て	運用益 金の整 理又は 処理	処分事 由	名称	設置目的	積立 て	運用益 金の整 理又は 処理	処分事 由
略					略				
13 三朝町新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が借り入れた資金に対する利子補給を行い、事業継続及び安定的経営を支援すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に上して当該基金に積立て	第2欄に掲げる事業の財源に充てるとき。	13 三朝町新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が借り入れた資金に対する利子補給を行い、事業継続及び安定的経営を支援すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に上して当該基金に積立て	第2欄に掲げる事業の財源に充てるとき。

基金					基金				
14	三	地域再生法 (平成17年法律 第24号) 第5条 第4項第2号に 規定するまち・ ひと・しごと創 生寄附活用事業 の推進に資する こと。	一般 会計 歳入 歳出 予算 に定 める 額	一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て	第2欄 に掲げ る事業 の財源 に充て るとき。				
<u>15</u>	略					<u>14</u>	略		
<u>16</u>	略					<u>15</u>	略		
<u>17</u>	略					<u>16</u>	略		
<u>18</u>	略					<u>17</u>	略		
<u>19</u>	略					<u>18</u>	略		
<u>20</u>	略					<u>19</u>	略		
<u>21</u>	略					<u>20</u>	略		
<u>22</u>	略					<u>21</u>	略		
(備考) 略					(備考) 略				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。